

改正

平成15年4月1日

平成26年4月1日要綱第17号

平成27年4月10日要綱第92号

平成28年3月2日要綱第29号

平成29年4月1日要綱第40号

武蔵野市男女平等推進団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女平等社会の実現に向けて活動する男女平等推進団体（以下「団体」という。）の登録について必要な事項を定めるものとする。

(団体登録の基準)

第2条 団体の登録に必要な基準は、次のとおりとする。

(1) 男女平等社会の実現に向けての活動を主たる目的として、継続的かつ計画的に活動する団体（次の行為を行うものを除く。）であること。

ア 営利を目的とした行為又は当該行為を援助する行為

イ 特定の政党、宗教又は教団を支援する行為

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になる行為

(2) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成人員が5人以上で、原則として構成員の2分の1以上が武蔵野市内に在住し、在勤し又は在学していること。

イ 団体の主たる活動の場が武蔵野市内であり、かつ、活動の本拠としての事務所を武蔵野市内に有すること。

ウ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、武蔵野市男女平等推進団体登録申請書（第1号様式）に団体の規約を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の認定)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、第2条に規定する基準に適合すると認めるときは、団体として名簿に登録し、文書をもって当該団体に通知する。

(名簿の公開)

第5条 前条の規定により調製された名簿は、その写しを公開する。

(登録の継続及び抹消)

第6条 登録の継続又は抹消を希望する団体は、毎年4月末日までに武蔵野市男女平等推進団体登録継続(抹消)届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年5月9日から施行する。

付 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日要綱第17号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月10日要綱第92号)

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

付 則 (平成28年3月2日要綱第29号)

この要綱は、平成28年3月2日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日要綱第40号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第6条関係)